

紀の国 森づくり税

平成19年4月1日にスタートした「紀の国森づくり税」が
令和4年4月1日から5年間延長されました

紀の国森づくり税は、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いで行くため、平成19年4月から導入された税金です。

私たち県民に多くの恵みを与え、特に県土の保全、水源のかん養などに欠かせない森林を、今後も守り育て、次の世代に引き継いでいくため、紀の国森づくり税の適用期間が、令和4年4月1日から5年間延長されました。

納めていただいた紀の国森づくり税の収入は、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全や森林と共生する文化の創造に関する施策に活用します。



和歌山県の森林が育んだ歴史・文化



和歌山県は古くから「木の国」と呼ばれ、優れた育林技術を有し、粘り強く色つやの良いスギやヒノキを生産したため、豊臣秀吉の大阪城建築や徳川家康による江戸城の修築に紀州の木材が使われたといわれています。

また、和歌山県の県木であるウバメガシを原木とする紀州備長炭は、田辺市でその製法が完成され、備中屋長左衛門が全国に広めたといわれており、その品質は世界一と賞賛されています。さらには、根来塗や黒江塗に代表される漆器や戦前の日用雑貨の材料として欠かせなかったウルシやシュロなどについても全国有数の生産地でした。

このように、和歌山県には古くから森林と関わり、共生する文化がありましたが、そういった森林との関わりは、利便性、経済性を優先する時代の中で希薄になりつつあります。

そうした中、2004年7月に、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、その霊場や参詣道などの文化遺産を囲む森林は、文化的景観として評価されるなど、改めて森林の重要性や人と森林の関わりが見直されてきました。

県民の豊かで健康な生活を築くためにも、これまで以上に、和歌山県の森林に関心を寄せ、森林環境の保全や森林と共生する文化を維持し創造していくことが強く求められています。

紀の国森づくり税について

県民税均等割額に下記の額を「紀の国森づくり税」として加算して納めていただきます。

個人 年額500円

- ・ 県内に住所がある方
- ・ 県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方

※所得が一定の基準以下などで県民税均等割が課税されていない方は、非課税

(例えば)

- ・ 生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ・ 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

法人 均等割額の5%

県内に事務所、事業所を持っている法人

資本金等の額	年税額
1千万円以下	1,000円
1千万円超～1億円以下	2,500円
1億円超～10億円以下	6,500円
10億円超～50億円以下	27,000円
50億円超	40,000円

紀の国森づくり税の使いみちについて

紀の国森づくり税として納められた収入は、紀の国森づくり基金条例に基づく「紀の国森づくり基金」に積み立て、「紀の国森づくり基金活用事業」として、森林環境の保全や森林と共生する文化の創造に関する施策に活用しています。

【紀の国森づくり税を活用した主な取組】※

森林整備事業

これまでに、未整備森林での切捨間伐約11,000haや集落周辺で防災上重要な場所の森林整備約80haを実施しました。

令和4年度からは、生育不良の人工林の広葉樹林化に重点をおいて取り組んでいきます。



紀の国緑育推進事業

森林や林業、環境問題への関心を高め、森林を守り育てる意識を育んでもらうため、小中学校等を対象にした事業です。

これまでに、延べ1,237校・約54,000人の小中学生等が参加されています。



公募事業

県民自ら企画・実施する活動を募集し、紀の国森づくり基金条例の趣旨にあった活動を行ってきました。

これまでに延べ460団体・約83,000人の県民の方々が森づくり活動等に参加されています。



※H19～R2実績

お問い合わせ

■ 税に関すること

総務部税務課

TEL 073-441-2182
FAX 073-423-1192

■ 税の使いみち（紀の国森づくり基金活用事業）に関すること

農林水産部森林整備課

TEL 073-441-2977
FAX 073-432-5850



次代につなぐ紀の国の森